

「自己紹介」(船越 悠太)

今月より入所致しました船越と申します。平成2年生まれで現在32歳です。大学進学とともに生まれ育った福知山を離れ、大学卒業後、京都、大阪の税理士法人に勤め、約15年ぶりに福知山に戻ってまいりました。最近、少しブームから遅れているかもしれませんが、漫画キングダムにはまっております。(酔った勢いで全巻大人買いしました笑)キングダムは、中国の春秋戦国時代を舞台にした歴史ファンタジーです。主人公の信は、天下の大將軍になるという揺るがぬ信念と持前の愚直さ、まっすぐな熱意を武器に、数々の戦果を上げ成長していきます。私自身も信のように、猪突猛進、まっすぐと仕事に向き合い、若い力を武器に、早く事務所の戦力になれるよう邁進していきたいと思っております。今後ともよろしくお願い致します。



今さら聞けない 経済用語

今月の教えてキーワード：【SWIFT (スイフト)】

1973年にベルギーで設立された銀行間の国際金融取引を仲介する非営利組織の略称のこと。国際金融取引に関するメッセージを伝送するネットワークシステムで、銀行は相手国にあらかじめ口座を持ち電文に基づいて送金と着金を相殺処理する。11000以上の金融機関が参加し決済額は1日5兆ドル(約625兆円)にのぼる。SWIFTからの除外は貿易等の決済が困難になり経済が打撃を受けるため、最も厳しい経済制裁とされている。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【事業用資産の買い換え特例について】

例えば、個人が土地建物を譲渡して利益が出たときは譲渡所得税が発生します。しかし一定の要件を満たす場合は、この利益の一部を将来に繰り延べることができます。つまり今、納税すべき税金を先延ばしすることができるのです。これを「事業用資産の買い換えの特例」といいます。当然のことながら、決して税金がゼロになるということではありません。この特例が適用さ



れるための要件はかなり複雑で、組み合わせも多いため概要をつかむことが肝要です。まず譲渡する資産については、譲渡の日の属する年の1月1日現在に所有期間が10年を超える、国内にある事業用の土地や建物などであること。一方、買い換える資産については、国内にある

土地や建物などで、土地の場合には300平方メートル以上であること。買い換える土地が売った土地の面積の5倍以内であること。購入してから1年以内に事業に使うことなどです。この特例の適用を受けると、売った金額に20%の割合を掛けた額を収入金額として譲渡所得の計算を行います。例えば、仮に1000万円の利益が出る譲渡があった場合、80%の800万円分の税金は将来に繰り延べられて、残りの200万円にのみ税金がかかります。この特例は要件が複雑なため、色々な点で事前に検討が必要になります。詳細についてはお気軽にご相談ください。

今を生きる

先人の言葉

優しさとこそ
本当の強さだ

アメリカの俳優であるジェームズ・ディーンという言葉。価値観や考え方の相違点などを受け入れ、自分を含めて誰にでもやさしくできるように努めてみたいものだ。